

大阪市告示第651号

令和 6 年 5 月 1 日から供用を開始する港湾施設について、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第 5 項の規定に基づき、次のとおりその概要を公示する。

令和 6 年 4 月 30 日

大阪港港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長 横 山 英 幸

施設の種類	名 称	位 置	面 積	備 考
船客上屋	天保山船客上屋	大 阪 市 港 区 築 港 3 丁 目 地 先	6630.83 m ²	6630.83 m ² の う ち 2797.3 m ² を 新 た に 開 始 す る。

（大阪港湾局計画整備部海務課）